

議案第24号

指定管理者の指定について（繁陽地区コミュニティ供用施設）

次の者を繁陽地区コミュニティ供用施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

繁陽地区コミュニティ供用施設

加西市繁昌町2508番地の1

2 指定管理者

繁陽町 区長 増田 佳紀

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(審議資料)

加西市立コミュニティ供用施設の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

【概要】

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 指定管理施設 | 繁陽地区コミュニティ供用施設 |
| 2 | 指定管理者 | 繁陽町 区長 増田佳紀 |
| 3 | 指定期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで |